

# 第2次伊那市地域情報化計画

『 安心・便利で暮らしやすい 活気のある まちづくり 』

平成24年3月



# 伊那市地域情報化計画 目次

<b>第1章 地域情報化計画策定にあたって</b>	
1 趣旨	1
2 第1次伊那市地域情報化計画の検証	1
(1) 取り組み状況	
(2) 検証	
3 第2次伊那市地域情報化計画の位置付け	4
4 対象地域・計画期間	4
<b>第2章 情報化推進の基本理念・目標</b>	
1 基本理念	5
2 目標	5
<b>第3章 各施策の基本的な考え方</b>	
1 市民サービスの向上	8
2 情報が身近にあるまちづくり	10
3 市民参加（協働）によるまちづくり	13
4 行政の効率化	15
5 計画推進にあたっての留意事項	18
<b>第4章 具体的な取り組み</b>	20
<b>第5章 参考資料</b>	
1 伊那市地域情報化審議会条例	30
2 伊那市地域情報化推進本部規程	31
3 伊那市地域情報化審議会委員名簿	34
4 審議経過	34
5 資料集	35

# 第1章 地域情報化計画の策定にあたって

## 1 趣旨

伊那市では、平成19年3月に第1次伊那市地域情報化計画（計画期間 平成19年度～平成23年度）を策定し、「IT<sup>※1</sup>を活用した新市の一体感と活性化」を実現するための取り組みを行ってきました。

その結果、地域イントラネット<sup>※2</sup>や行政情報基盤の整備、コンビニエンスストアと連携した新たなサービスの提供など、多くの取り組み事項において計画目標を達成することができました。

しかし、一部においてまだ十分な成果を上げるに至っていない取り組みもあります。

今後、さらに地域情報化を推進するために、これまでの情報化計画の取り組みを検証し、社会情勢の変化、経済状況の変化、市民ニーズの多様化、情報通信技術の進歩などに対応した「第2次伊那市地域情報化計画」を策定することにしました。

この計画は、伊那市の地域特性に応じた理想的な地域情報化の目標を設定し、その実現のための施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針とすることを目的とします。

## 2 第1次伊那市地域情報化計画の検証

### (1) 取り組み状況

第1次伊那市地域情報化計画では、合併後の伊那市において「ITを活用した新市の一体感と活性化」の実現にむけて、「人にやさしい情報環境でみんなが主役の伊那市」を基本理念に

- ① 市民サービスの向上
- ② 情報が身近にあるまちづくり
- ③ 市民参加（協働<sup>※3</sup>）によるまちづくり
- ④ 行政の効率化

を4つの基本目標とし、各目標の下に40項目の具体的な取り組み事項を定め、それぞれに年度別計画を設定し、情報化の推進を図ってきました。

---

※1 IT(アイ・ティー)…Information Technology 情報通信技術のこと。現在は情報通信技術を使ったコミュニケーション技術をいう「ICT」が一般的。

※2 地域イントラネット…地域の行政や福祉、医療、防災等のサービスの高度な連携を目的に、関係する公共施設間を高速回線で接続するネットワークのこと。

※3 協働…地域課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、お互いの不足を補い合い、ともに協力して課題を解決する取り組み。

その結果、平成22年度までの4年間で、計画策定当初では「検討」・「一部実施」にあった事項についての多くが、「実施」の段階に進んでいます。

第1次計画の最終年度（平成23年度）における目標の達成率は、77.5%であり、概ね目標を達成できました。

目標	具体的な 計画取組数	評価 基準点	目標達成 評価	達成率
1 市民サービスの向上	10	40	38	95.0%
2 情報が身近にあるまちづくり	14	56	42	75.0%
3 市民参加（協働）によるまちづくり	6	24	15	62.5%
4 行政の効率化	10	40	29	72.5%
全体	40	160	124	77.5%

## （2）検証

ここでは何ができ、何ができなかったのか目標ごとに検証します。

①「市民サービスの向上」では、地域の光ネットワーク環境の整備が進み、高速通信網の恩恵が受けられるようになりました。

また、地方税電子申告システム<sup>※1</sup>を導入、コンビニエンスストアにおける税・料金等の収納や証明書の交付など、時代にあった新たなサービスを先進的に展開することができました。

しかし、市民の問い合わせ手段の多様化に即応できる問い合わせ先（総合窓口）の整備や電子入札・調達<sup>※2</sup>システムは検討の域をこえることができませんでした。

②「情報が身近にあるまちづくり」では、取り組みの多くが「実施」の段階にあるものの、市民の情報化に対する不安を解消するための教室や情報セキュリティ<sup>※3</sup>教育などが計画どおりに進んでいないことから、達成率が低くなっています。

※1 地方税電子申告システム…地方自治体ごとに行っている申告・納税や申請・届出等の窓口を一本化して行うシステム。窓口を一本化することで複数の地方公共団体への申告手続きを一つの窓口から行うことができる。地方税ポータルシステム eLTAX(エルタックス)。

※2 電子入札・調達システム…主に紙で行われている一連の入札業務を、インターネットで実現するシステムで、業者側の入札にかかる時間とコストを低減化させ、入札に対する透明性の確保や、不正入札防止による公正・公平な入札を実現できる。また、複雑な業務が簡素化でき、経費の削減、契約業務の効率化が可能になる。

※3 情報セキュリティ…ネットワーク環境の普及に伴って急増するウィルスや不正アクセスなどの脅威から顧客情報などの気密データを守るための技術や防衛手段などの概念

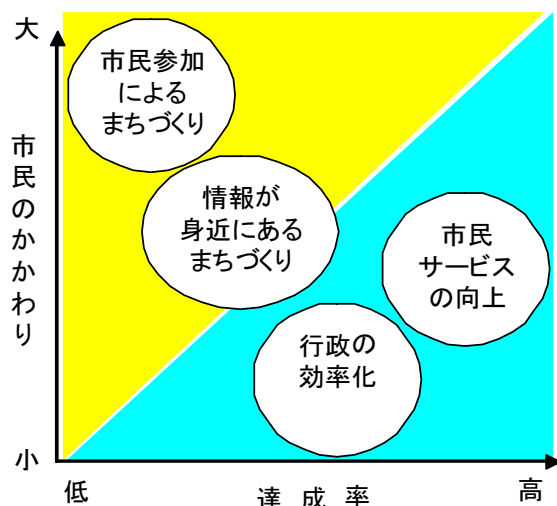
③ 「市民参加（協働）によるまちづくり」では、市民との係わりにおいて計画に比べてやや遅れている取り組みがあります。特に、「SNS<sup>※4</sup>を利用した地域コミュニティ<sup>※5</sup>の形成」、「地域ポータルサイト<sup>※6</sup>の構築」は、市民と共にすすめるべき取り組み事項ですが、システム構築に係わる大きな経費や管理責任等の課題があり、取り組みが遅れています。

④ 「行政の効率化」では、上伊那広域連合の上伊那情報システム最適化事業による新システムの運用により、基幹系業務システムの刷新を行うなど効率化が図られました。

「電子決裁の導入」や「保存文書の電子化」などは、かかる経費に対しシステム本来の効果や業務フローの見直しなどの波及効果が期待できる段階にないことから、「検討」をこえる進展が見られず、今後の方向性を見直す必要があります。

全体の中で計画より遅れている取り組みは、次の4つの事項です。

- 2-7 市民のセキュリティ意識向上
- 2-9 地域防災無線のデジタル化
- 3-2 SNSを利用した地域コミュニティの形成
- 3-3 地域ポータルサイトの構築



以上のことから、新たなサービスの提供やシステムの整備により市民の利便性が向上した一方、市民が参加する教室や研修、情報通信技術を利用した地域コミュニティの形成などの取り組みに遅れが出ています。

※4 SNS(エス・エヌ・エス)…ソーシャルネットワーキングサービス。インターネット上で人と人のつながりをサポートする会員制のサービス。趣味や居住地、仕事などを通じて新たな人間関係を築いたり、友人や知人とのコミュニケーションをとったりする場を提供する。

※5 コミュニティ…居住地や目的、関心などを共にすることで営まれる地域社会や共同体。

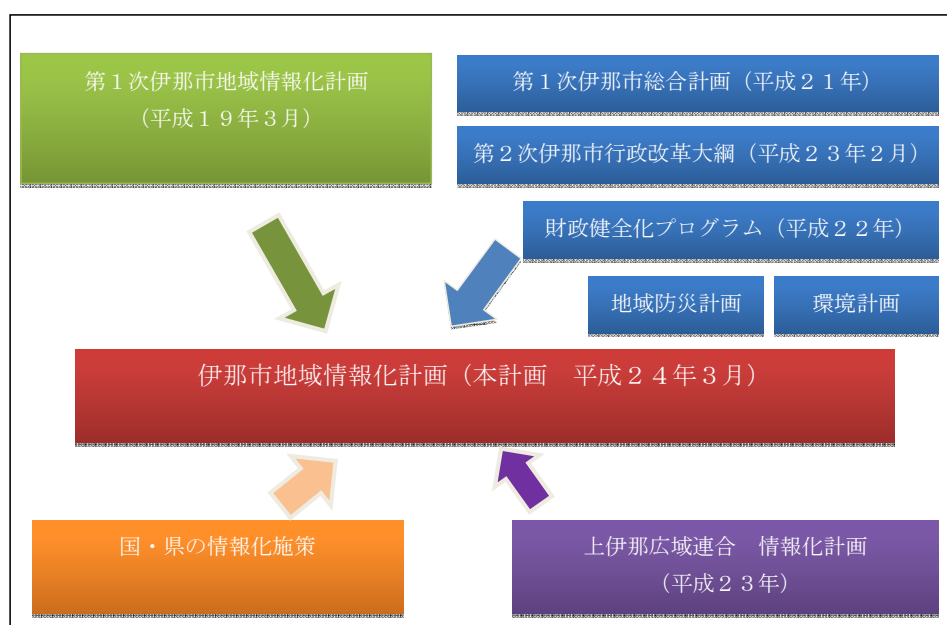
※6 地域ポータルサイト…その地域全体の情報の入り口となる Web ページ。地域のイベントや観光情報、企業や店の情報などを総合的に取り扱う。

### 3 第2次地域情報化計画の位置付け

本計画では、第1次伊那市地域情報化計画の検証結果、外部機関等で公表している伊那市の情報化施策の進捗度などを踏まえ、伊那市が抱える地域情報化の諸問題を分析します。

それによって、第1次伊那市総合計画、第2次伊那市行政改革大綱<sup>※1</sup>、財政健全化プログラム<sup>※2</sup>や上伊那広域連合の上伊那情報化計画との整合性を図りながら、地域特性や市民ニーズに応じた理想的な情報化の方向性を定め、市民福祉の向上や産業振興、教育の充実、伊那らしい観光と環境の実現に資するための基本的な指針を示します。

また、本計画は、地域情報化の指針を示す行政内部の資料とするだけでなく、市民や企業などにその内容を積極的に公開し、実現に向けて市民との協働による推進体制の整備を行いながら進めます。



### 4 対象区域・計画期間

計画の策定対象区域は、伊那市全域とします。

計画の期間は、平成24年度（2012年度）を初年度とする5ヶ年とします。

この5年間で、これまで整備された情報基盤をさらに発展、有効活用する期間とします。

ただし、社会情勢の変化や情報通信技術等の進歩により現状にそぐわない場合は、伊那市地域情報化審議会に諮りながら適宜見直しを行うものとします。

---

※1 行政改革大綱…行政が今後取り組んでいく行政改革の基本的な理念を示すとともに、行政改革を進めるための基本的な方針を定めたもの。

※2 財政健全化プログラム…健全な財政運営を図りながら、真に市民に必要な事業を行えるような財務体質とするため策定したプログラム。

## 第2章 情報化推進の基本理念・目標

### 1 基本理念

伊那市では、第1次伊那市総合計画の基本理念として、伊那市の恵まれた自然、景観や祖先から引き継いだ歴史、文化を大切にしながら、豊かさを実感できるまちづくりを推進し「市民が主役」の活力に満ちた伊那市の実現を目指しています。

本情報化計画では、第1次地域情報化計画で整備された情報基盤をさらに発展させ、有効的に活用し、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」必要とする情報が得られ、

「安心・便利で暮らしやすい 活気のある まちづくり」

を基本理念に掲げ、次の4つの目標に情報通信技術<sup>※3</sup>を活用した取り組みを進めます。

- (1) 市民サービスの向上
- (2) 情報が身近にあるまちづくり
- (3) 市民参加（協働）によるまちづくり
- (4) 行政の効率化

これまでの取り組みで達成できなかったことや進歩する情報通信技術を活かして、より良いサービスと情報の提供をするため、第1次計画の目標を引き継ぎます。

### 2 目標

#### (1) 市民サービスの向上

多様化する市民生活や企業のニーズに対応するために行政手続を見直し、簡素化、電子化<sup>※4</sup>することで、より簡単で便利になったと実感できるサービスの提供を目指します。

子どもから高齢者まで、すべての市民が不公平感を覚えることがないような情報環境を整えます。

また、市民はもとより観光やビジネスでの来訪者も便利さを感じる魅力のある情報通信環境を整備します。

---

※3 情報通信技術…ICT(Information and Communication Technology)。情報や通信に関する技術の総称。以前、日本で普及していた「IT」から国際的な「ICT」が一般的になっている。

※4 電子化…紙などで作られたアナログ情報をコンピュータで扱えるデジタル情報に変換すること。

## (2) 情報が身近にあるまちづくり

伊那市の市民である誰もが、必要な時に、様々な方法で、手軽に情報を手に入れ利用できることが重要です。市から発信する情報をわかりやすい形で公開するとともに、多くの情報伝達ツールに対応できるようにします。

また、情報化が急激に進むにつれて苦手意識から情報機器<sup>※1</sup>に触れてこなかった人たちにも、情報通信技術を身近に感じられるような機会をつくり情報格差<sup>※2</sup>をなくします。

携帯電話等の普及により、インターネットの利用は広く子ども達にまで普及していますが、子ども達をネット犯罪<sup>※3</sup>から守るために、ネットマナー<sup>※4</sup>やセキュリティ教育を進めます。

また、自然災害などの不安を解消し、より安心で安全な生活を支えるには、確実な情報が欠かせません。築きあげた情報基盤をさらに発展させ、災害時での情報資産の保全と、情報提供の環境を維持します。

## (3) 市民参加（協働）によるまちづくり

より便利で暮らしやすい伊那市にしていくためには、市民と行政が知恵を出し合い、それぞれの得意分野で、それぞれの立場で課題解決のために協力していくことが重要です。

また、高齢者の豊富な経験と知恵を活用できるような環境を作り、高齢者の生きがいや地域の活気あるまちづくりを目指します。

## (4) 行政の効率化

少子高齢化に伴う人口減少や経済状況の悪化などから厳しい財政事情の中で、子育て支援や高齢者福祉の充実、環境問題、各産業への支援、過疎対策など多くの課題に対応するため、より効率的な行政運営が求められています。

第2次伊那市行政改革大綱や財政健全化プログラムと整合性を図りながら、情報通信技術を活用した業務の改善・効率化を進めます。

また、これまで整備した情報化設備等が老朽化する中、市民へ安定した行政サービスを提供するためには、これら設備の維持保全・更新をするとともに、これに代わる新たな情報通信技術での可能性を研究します。

---

※1 情報機器…インターネットなどから情報を得るために使用される機器のこと。パソコン、携帯電話等。

※2 情報格差…情報機器を利用できる人と、技術的、環境的などの問題により利用できない人との間に生じる格差、不公平さのこと。

※3 ネット犯罪…ネットワーク上の又はネットワークを利用した犯罪の総称。

※4 ネットマナー…インターネットなどネットワークを使う上で守るべきマナー。ネットワーク、エチケットを意味する「ネチケツト」という言葉もある。



# 計画の体系図

## <基本理念>

安心・便利で暮らしやすい  
活気のある  
まちづくり

## <目標>

市民サービスの向上

情報が身近にあるまちづくり

市民参加(協働)によるまちづくり

行政の効率化

## <方針>

- ①市内全域での情報通信環境の整備
- ②地域特性を考慮した新たなサービスの提供
- ③市が提供するサービスの利用促進
- ④業務継続計画（BCP）の運用

- ①情報通信技術に不慣れな人への技術的支援
- ②行政情報の複数経路による提供の促進
- ③わかりやすい情報発信
- ④災害時における速やかな情報発信

- ①市の政策決定過程での意見公募手続きの促進
- ②市民の意見を適時に把握する仕組みづくり
- ③地域の文化や伝統の記録と継承

- ①電子市役所の推進
- ②情報の共有化とセキュリティ対策の強化
- ③業務の最適化の推進

## 第3章 各施策の基本的な考え方

### 1 市民サービスの向上

#### (1) 現状と課題

伊那市は、長野市、松本市に次いで県内で3番目に広い面積を有します。この広い市内どこでも充実した行政サービスを提供するため、本庁舎と高遠町総合支所、長谷総合支所を光ケーブル<sup>\*1</sup>で接続しました。

また、市民生活の多様化などに対応するため、コンビニエンスストアと連携した税・料金の収納や証明書の発行など新たなサービスを開始しました。

これら民間事業者との連携によるサービス提供は始まったばかりであり、さらに市民が望むサービスを把握し、それをどのように提供すれば市民にとって使いやすいものになるのか、個人情報<sup>\*2</sup>の保護とセキュリティを確保しながら、時間と場所と道具を気にしないサービスの提供について検討する必要があります。

災害時や障害の発生により情報システムが停止した場合には、サービスが提供できなくなるなど市民生活に与える影響が大きいため、情報システムの継続性の確保や停止時における復旧時間の短縮は非常に重要です。

このことから平成22年2月に「情報システムに係る業務継続計画（BCP）」を策定し、課題の個別対策と訓練の実施に取り組んでいます。

#### (2) 今後の方針

##### ① 市内全域での情報通信環境の整備

市民生活や企業活動において、情報通信環境は非常に重要なものです。

また、情報の伝達・収集における機器・手段は多種多様であり、その利用の仕方も様々です。

観光やビジネスで伊那市を訪れた人が便利さを感じ、また、将来子ども達が伊那市に戻りたくなくなるような魅力を感じる情報通信環境を、民間事業者と連携しながら整備します。

##### ② 地域特性を考慮した新たな行政サービスの提供

県内で3番目の広さを有すること、上伊那の中心都市として市民の生活範囲が広範囲に渡ること、周辺地域の過疎化などの伊那市特有の事情があります。これらの特性を考慮しながら、市民が求める新たなサービスの提供に取り組めます。

##### ③ 市が提供するサービスの利用促進

伊那市では、これまでに住民基本台帳カード<sup>\*3</sup>を利用したサービス、電子申請・届出サービス<sup>\*4</sup>、電子申告サービス<sup>\*5</sup>など、情報通信技術を用いた様々なサービスを提供しています。

しかし、利用者数がなかなか伸びない現状を踏まえ、効果的に利用していただけるよう積極的な情報提供と広報を行います。

#### ④ 業務継続計画（BCP）<sup>※6</sup>の運用

災害により市民生活に欠くことができない情報が失われないよう情報資産を保全するバックアップ体制を整え、サービスが停止することがないようにネットワークやシステムを冗長化します。これらの「情報システム部門に係わる業務継続計画（BCP）」に基づいた対応を進めます。

### （3）具体的な取り組み

項番	具体的な取り組み事項
1-1	高速ネットワーク <sup>※7</sup> 網の整備
1-2	収納サービスの拡充
1-3	電子入札・入札資格者登録システム <sup>※8</sup> の導入
1-4	住民基本台帳カードの普及と活用
1-5	ながの電子サービス <sup>※9</sup> の利活用
1-6	地方税電子申告システムの普及
1-7	コンビニエンスストアと連携したサービスの利用促進
1-8	業務継続計画（BCP）の運用

- 
- ※1 光ケーブル…光ファイバーケーブル。ガラスやプラスチックの細い繊維でできている通信ケーブル。電気信号をレーザー光に変換して通信を行うため、通常のケーブルに比べて信号の減衰が少なく、高速で長距離の通信が可能になる。
- ※2 個人情報…住所、氏名、年齢、性別、生年月日など特定の個人を識別することが可能な情報のこと。指紋などの生体固有の情報や住民票コードなども個人情報に含まれる。
- ※3 住民基本台帳カード…住民票に記載された氏名及び住民票コードなどが記録されたICカード。交付を希望した住民に対して市町村が有償で交付するもの。
- ※4 電子申請・届出サービス…市民や事業者から行政へ、また行政から市民や事業者へ紙で行われてきた手続きをインターネット利用して行えるサービス。申請者の負担軽減や行政サービスの質的向上が図られる。
- ※5 電子申告サービス…申告書（書面）の提出に代えて、インターネットを通じて納税申告手続きができるもの。納税者側は納税申告手続きに要する時間や手間を軽減できる。
- ※6 業務継続計画（BCP）…災害等で緊急事態になった場合、影響を最小限に抑えつつ、業務の継続と早期復旧ができるように、事前に策定する計画。
- ※7 高速ネットワーク…光ケーブルにより高速な通信回線で構成されたネットワーク。
- ※8 電子入札・入札資格者登録システム…電子入札・調達システムと同じ。名称が改まったもの
- ※9 ながの電子申請サービス…長野県と市町村が共同利用している、パソコンなどから利用できる電子申請の仕組み。

## 2 情報が身近にあるまちづくり

### (1) 現状と課題

伊那市では、市のホームページ<sup>※1</sup>、広報紙、回覧板、ケーブルテレビ<sup>※2</sup>や有線放送の行政チャンネル、緊急時の防災無線<sup>※3</sup>といった様々な媒体を使って情報発信をすすめてきました。

最近では、多機能携帯情報端末の進歩や高速通信網の整備により、動画や音声を始めとする多くの情報が簡単に入手できるようになり、民間事業者では様々なサービスや手続きがインターネット<sup>※4</sup>に移行しています。

行政情報の提供や情報共有についても、これまでの方法を継続しながら、インターネットを積極的に利用し、画像や音声を用いたわかりやすい情報発信を行います。

「買い物弱者」と言われている高齢者に対する支援として、インターネットを利用した取り組みが、全国各地で始まってきていますが、「情報弱者<sup>※5</sup>」と言われる障がい者や高齢者はインターネットに触れる機会が少ないのが実態です。

今後は、「情報弱者」が情報通信技術を身近に感じられるように、普及・啓発の取り組みと親しみやすい機器による提供方法の研究が必要です。

一方で、子ども達は、携帯電話やパソコンなどから当たり前のようにインターネットを利用しています。子ども達の周りには情報化の負の側面（ネット犯罪、有害サイトの情報、メールなどによる特定個人の誹謗中傷など）があることを伝え、子ども達自らが当事者（加害者、被害者）にならないために、ネットマナーやセキュリティ教育が必要です。

また、伊那市は、急峻な地形を有し、市内には天竜川、三峰川が流れており豪雨による河川の氾濫や土砂災害の危険性があるとともに、東海地震における地震防災対策強化地域にも指定されています。災害時における市民の安全を確保するためにも、速やかな情報伝達・収集を実現するための取り組みなど、通信事業者や放送事業者などとも連携を取りながら進めていく必要があります。

---

※1 ホームページ…インターネット上で閲覧できるWebサイト、あるいはそのトップページのこと。

※2 ケーブルテレビ…ケーブルテレビ局が受信した電波を、敷設したケーブルを通じて加入者に配分する方式でテレビ放送を視聴する。自主制作番組では、地域や学校のイベント、行政のお知らせなど地域に密着した情報が提供される。

※3 防災無線…災害時に、迅速に正確な情報を伝達することを目的として構築するシステム

※4 インターネット…世界中のネットワーク同士を相互に接続した世界規模のネットワーク網のこと。

※5 情報弱者…様々な理由により情報通信技術を利用できない、または利用が困難な人。

## (2) 今後の方針

### ① 情報通信技術に不慣れな人への技術的支援

民間事業者のサービス提供や手続きの多くが、インターネットを介して行われています。情報弱者へのパソコンの使い方、インターネットの利用方法などの技術的支援を行い、市民の情報活用技術の普及を図るほか、親しみやすい情報機器の利用を研究します。

また、小中学生及び保護者にネットマナーやセキュリティ教育などを行います。

### ② 行政情報の複数経路による提供の推進

暮らしに役立つ情報を市民に折よく知っていただくためには、様々な媒体を使った情報提供が効果的です。家にいるときは市広報紙、ケーブルテレビの行政チャンネルや有線放送から、外出しているときは市の携帯電話向けホームページから、といったように時間や場所、道具によって情報の取得先や取得方法を選択できるように、複数の媒体や手法での情報提供を行います。

また、コミュニティFM放送<sup>※6</sup>による地域情報の発信や地上デジタル放送<sup>※7</sup>を利用した双方向性のある行政情報の提供についても研究します。

### ③ わかりやすい情報発信

市民が必要としている情報を、動画、音声、地図などを用いてわかりやすい形で提供できるようホームページの充実に努めます。

行政から広く市民に向けて発信した情報・文書は全てホームページに掲載し、ワンストップ<sup>※8</sup>で必要な情報が得られる環境を目指し、特に、保健・福祉・健康・医療・教育など、市民生活に必要な情報の発信の充実に努めます。

### ④ 災害時における速やかな情報伝達

市域全体を網羅し一斉に情報伝達ができる方法を検討し、災害時における速やかな情報伝達・収集により安心できる環境づくりに取り組みます。

---

※6 コミュニティ FM 放送…平成4年に制度化され、市町村など一部地域で放送する超短波(FM)放送のこと。一部地域に限定されるため、地域に密着した情報の発信ができる。

※7 地上デジタル放送…2011年7月に一部地域を除き終了したアナログ式のテレビ放送に代わり、高画質、高音質の放送が視聴でき、クイズやアンケートなど双方向通信が利用できる。

※8 ワンストップ…一か所または一度の手続きで必要とされる様々なサービスが受けられること。

### (3) 具体的な取り組み

項 番	具体的な取り組み事項
2-1	パソコン教室の開催
2-2	携帯電話・インターネット教室の開催
2-3	情報のバリアフリー化
2-4	小中学生及び保護者へのネットマナー・セキュリティに関する教育
2-5	携帯電話向けコンテンツの充実
2-6	地上デジタル放送の行政チャンネルの活用
2-7	安心安全メールによる情報提供と収集
2-8	コミュニティFM局開局の検討
2-9	公式ホームページの充実
2-10	防災関連情報の提供
2-11	地域防災無線のデジタル化

---

※1 ニーズ…必要としていること。要求していること。または要求そのもの。

※2 ボランティア…自由意思を持って社会事業・災害時の救援など無報酬で働くひと(こと)。

※3 NPO 法人…特定非営利活動法人。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う法人格を有した市民団体のこと。

### 3 市民参加（協働）によるまちづくり

#### （1）現状と課題

経済の不透明さや少子高齢化による生産年齢人口の減少と社会保障費の増加などから地方公共団体の財政状況は厳しさを増す一方で、多様化する住民ニーズ<sup>\*1</sup>への対応など地方公共団体の抱える課題は多くなっています。

こうした状況の中、これらの課題を解決していくためには、市民参加によるまちづくり（協働の推進）が重要になってきます。市民や地域団体、ボランティア<sup>\*2</sup>団体、NPO法人<sup>\*3</sup>など様々な団体がまちづくりに参加できる仕組みが必要です。

また、「情報弱者」が存在する一方、情報通信技術を使いこなす「情報強者」にあたる若者の地域離れ、行政離れは深刻さを増しています。こうした若者の参加を促す仕組みづくりも求められています。

そのため、行政が持つ情報をわかりやすい形で広く市民に公開し、議論を深めていくことが必要です。

また、地域の力に支えられる伝統や生活の知恵など、人から人へ受け継がれるべき大切な財産の継承がままならない状況の中、それらを有効に活用しながら次世代へ継承できる仕組みが必要です。

これらの課題を解決していくために、情報通信技術を利用した取り組みを進めます。

#### （2）今後の方針

##### ① 市の政策決定過程での意見公募手続きの推進

施策の原案段階で市民や団体等からの意見を公募することによって、施策に市民の声が反映される機会を増すとともに、行政の意思決定の透明性を確保します。

##### ② 市民の意見を適時に把握する仕組みづくり

積極的な情報提供とともに、市民ニーズを的確に把握することが重要です。市民が市政についての意見・要望を届けられることができ、市民相互の情報交換・相談等のコミュニケーションが形成される仕組みづくりに取り組みます。

##### ③ 地域の文化や伝統の記録と継承

地域に伝わる歴史や文化、伝統など、地域の貴重な財産を次世代へ継承するため情報通信技術を利用し、保存に取り組みます。また、高齢者の知識・知恵を活用することで高齢者の生きがいと地域の活性化につながる仕組みづくりに取り組みます。

### (3) 具体的な取り組み

項 番	具体的な取り組み事項
3-1	情報公開の推進
3-2	パブリックコメント※ <sup>1</sup> の実施
3-3	e-アンケート※ <sup>2</sup> の実施
3-4	ソーシャルネットワーキングサービス※ <sup>3</sup> を利用した地域コミュニティの形成・地域ポータルサイトの構築
3-5	地域の文化や記録の保存
3-6	高齢者の知恵袋※ <sup>4</sup>

---

※1 **パブリックコメント**…公的な機関が、規則などを定める前にその影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政をめざすための手段。

※2 **e-アンケート**…インターネットを用いた市民の意識調査方法。市政に対する意見などを手軽に、いち早く把握するために、電子メールや Web ページなどを用いる。

※3 **ソーシャルネットワーキングサービス**…SNS(エス・エヌ・エス)に同じ。インターネット上で人と人のつながりをサポートする会員制のサービス。趣味や居住地域、仕事などを通じて新たな人間関係を築いたり、友人や知人とのコミュニケーションをとったりする場を提供する。

※4 **高齢者の知恵袋**…お年寄りの培ってきた知恵や技術は「財産」であり、これを守り、若い世代に伝え、活用するためにまとめる事業。いーな知恵袋



## 4 行政の効率化

### (1) 現状と課題

市内全域での公平な行政サービスの提供の観点から、本庁と各総合支所及び地域の公共施設を結ぶ高速ネットワークの整備や、シンクライアント<sup>※5</sup>システム導入などによる市内の情報機器の整備など、行政内部のインフラ<sup>※6</sup>整備により、情報の共有や行政の効率化が進んでいます。

また、長野県と市町村の共同による各種ワーキンググループなどにおいて、電子自治体<sup>※7</sup>構築に向けた検討が行われ、多くのサービスが電子化されました。

情報セキュリティ対策については、情報セキュリティポリシー<sup>※8</sup>の策定、職員研修、内部監査チームによる情報セキュリティ監査<sup>※9</sup>の実施などにより、全国的にも高いレベルに達してきています。

上伊那広域連合<sup>※10</sup>の上伊那情報システムについては、新システムに移行し3年目を迎え、システムの有効活用や業務改善にむけた取り組みを行っています。

そこで、これまでの取り組みをさらに発展させ、市内情報共有の更なる推進と情報セキュリティ対策の強化を進めながら、より一層、行政の事務処理効率を向上させていく必要があります。

また、最近の情報システムについては、クラウド<sup>※11</sup>サービスを利用した「所有から利用へ」「自己管理から委託へ」の流れが主流になりつつあります。

計画期間中に、伊那市では市内情報システムや情報機器が、上伊那広域連合においては業務システムが更新時期を迎えるため、財政健全化プログラムに従ってこれら更新を行います。

---

※5 シンクライアント…業務にかかる機能の大半をサーバに依存するネットワーク端末のこと、あるいはそのシステムの総称。ユーザが使う端末は表示や入力など最低限の機能のみに制限し、アプリケーションソフトやデータなどの資産はサーバ側で一元管理するため、端末にデータが残らずセキュリティ確保の面からも有利とされている。

※6 インフラ…インフラストラクチャー。社会的経済基盤と社会的生産基盤を形成するものの総称。ここでは情報インフラを指し、通信回線や通信基盤などをいう。

※7 電子自治体…電子市役所。申請や届出など市民サービスや業務システムを、インターネット等のネットワークを介して住民に提供すること。または、提供する自治体のこと。

※8 情報セキュリティポリシー…企業または組織においての情報セキュリティの方針や指針を定めたもの。組織全体のルールのほか、体制や運用規定、対策基準などが規定されている。

※9 情報セキュリティ監査…規定した情報セキュリティポリシーが効果的に実施されているか、監査員が専門的・独立的な立場から検証や評価を行って改善していく仕組みのこと。

※10 上伊那広域連合…伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村で構成されている広域連合。上伊那広域連合議会や上伊那広域連合事務局などで組織され、介護関係やごみ処理などを行っている。

※11 クラウド…クラウドコンピューティング。ユーザーは自らハードウェア、ソフトウェア、データを持たず、インターネットを介して、どこかにあるサーバのサービスなどを利用し、対価を支払う。

## (2) 今後の方針

### ① 電子市役所の推進

市役所の開庁時間に足を運ぶことのできない市民にとって、インターネット上で行政手続きが完結する電子市役所の実現は非常に意味のあることです。

今後も、市町村自治振興組合<sup>※1</sup>のワーキンググループに参加し、電子自治体構築に向けさらに検討を行い、システムの共同構築・運用による経費の節減、事務負担の軽減も考慮しながら利便性の高い新たなサービスの展開とこれまでのシステムの利用促進に取り組みます。

### ② 情報の共有化とセキュリティ対策の強化

行政情報の共有と情報セキュリティを確保するため、引き続きシンクライアントシステムの運用やファイルサーバーによる情報の集中管理を行います。

さらに、情報セキュリティ内部監査、職員研修を実施することにより、情報セキュリティレベルを高められるよう一層対策を強化します。

### ③ 業務の最適化の推進

上伊那広域連合の業務システムの機能を積極的に利用し、業務フローの見直し等を行い、事務処理の効率化を進めます。さらに、文書管理システム<sup>※2</sup>や電子決裁<sup>※3</sup>システムなどを用いた全庁的な庁内最適化の検討を進めます。

また、一般的に業務や事務処理で使用するシステムは、自庁サーバ方式やハウジング方式からクラウドサービスの活用に移りつつあります。こうしたサービスの利用を含めた情報システムのあり方の検討を進めます。

現在の事務処理や情報セキュリティなどは、これまで整備してきた庁内インフラの上に成り立っており、庁内インフラを構成する機器は同じ頃に更新を迎えるため、機器類の更新は財政健全化プログラムに従って、計画的に進めます。

---

※1 市町村自治振興組合…県や市町村など関係機関により構成される組合。電子自治体構築について共同で研究を行っている。

※2 文書管理システム…紙面上で行われてきた「企画・作成・決裁・施行・承認・保存・廃棄」の処理の全てを電子化することにより、サーバで一括管理ができるようにしたシステム。

※3 電子決裁…業務で扱う回議文書や帳票などの決裁をコンピュータで行うこと。紙で行う作業が不要となり、意思決定、情報伝達にかかる時間が短縮されるほか、文書の保管や閲覧、検索が容易になる。

### (3) 具体的な取り組み

項番	具体的な取り組み事項
4-1	電子自治体構築に向けた取り組み
4-2	行政情報の共有と活用
4-3	地図データの整備
4-4	行政の情報セキュリティの強化
4-5	情報システムの最適化※4
4-6	電子決裁・文書管理システムの検討
4-7	行政情報基盤の整備

---

※4 情報システムの最適化…上伊那広域連合8市町村の業務を共同処理する情報システムについて、より良い住民サービスを提供するため、共同利用の利点を生かし構築した新しいシステムにより、コストの削減や業務の効率化を目指す取り組み。

## 5 計画推進にあたっての留意事項

### (1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市民への十分な計画の説明を行うとともに、庁外・庁内の情報化推進組織での「P D C Aサイクル<sup>\*1</sup>」による単年度ごとの進捗管理と見直しを行っていきます。

#### ① 市民への情報化計画の周知

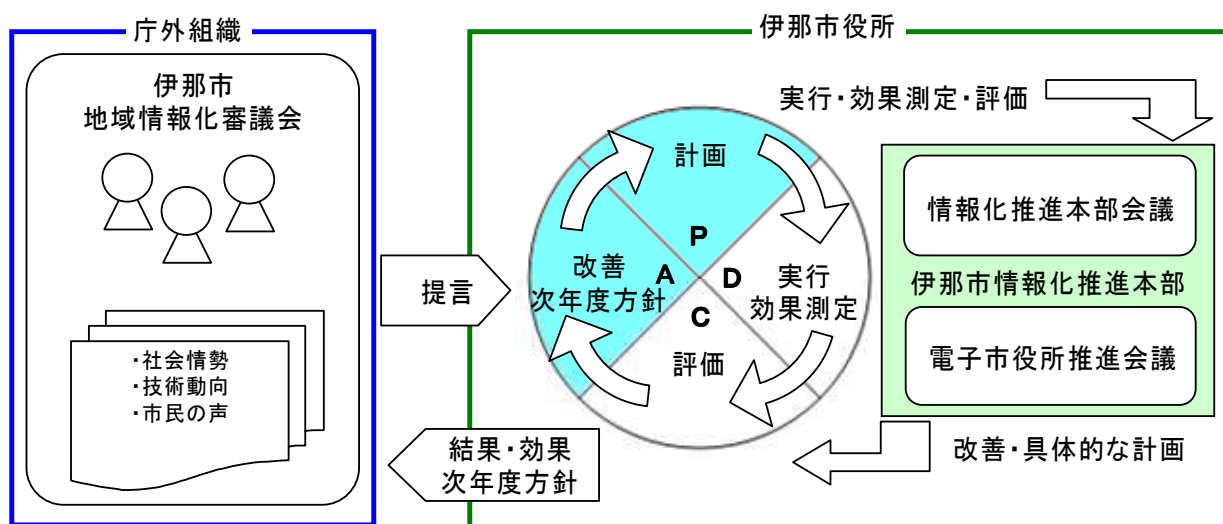
本計画を効果的なものにするためには、市民の協力が重要です。本計画の趣旨をわかりやすく説明する場を設け、市民と行政の課題を共有します。

#### ② 計画化推進組織

伊那市では、情報化を推進するために、3つの会議を設置しています。

市役所の外に置く組織として、識見を有する人、公募による人など幅広い分野からの委員で構成する「伊那市地域情報化審議会」では、市長の諮問により地域情報化の推進や新たな地域情報化施策について検討を行います。

市役所内部に置く組織としては、市長を本部長とする伊那市情報化推進本部を設置し、伊那市全体の地域及び行政の情報化の具体的取り組みについて検討します。情報化推進本部には、市長・副市長及び部長級職員で構成する「情報化推進本部会議」と、情報統括責任者（C I O<sup>\*2</sup>）（副市長）及び課長級職員で構成する「電子市役所推進会議」を設置し、より具体的な計画・実行・評価を行います。



#### ③ 単年度ごとの計画の評価

庁内の情報化推進組織により単年度ごとの「P D C Aサイクル」による評価を行います。これにより、社会情勢や市民ニーズとの適合性について評価判定し、計画の見直しにつなげます。

④ 計画の見直し

単年度ごとの評価をもとに、計画が常に実効性のある新鮮な計画であるよう見直しを行います。

また、本計画は平成28年度までの5ヶ年を計画期間としていますが、情報技術の進展や、指針とすべき国・県・広域・市の上位計画に大きな変更が生じた場合は、評価にかかわらず本計画の見直しを検討します。

**(2) 情報セキュリティの確保について**

市役所や学校等には個人情報を含む多くの情報があります。これらの情報の取り扱いについては伊那市情報セキュリティポリシー及び、伊那市立小中学校情報セキュリティポリシーに沿って適切に運用します。

---

※1 PDCA(ピー・ディー・シー・エー)サイクル…業務やプロジェクトを実行する際、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、その結果を評価し(Check)、さらに改善(Action)していくという工程を継続的に繰り返す仕組みのこと

※2 CIO(しー・あい・おー)…(Chief Information Officer)情報資産の管理及び情報セキュリティ対策について最終決定権限と責任を有する者です。

## 第4章 具体的な取り組み

### 1 市民サービスの向上

方針	項番	具体的な取り組み事項	現状と課題
市内全域での情報通信環境の整備	1-1	高速ネットワーク網の整備	<p>情報通信の利用者にとって通信の不通やつながりにくい環境はストレスにつながります。現在、市域における光通信網エリア 88%であり、残る 12%は代替の光ハイブリッド通信が整備されています。</p> <p>国の情報通信政策では、電話や電気が全世帯に普及したように、光ケーブルによる高速情報通信により全世帯がつながる社会の実現を目指しています。</p> <p>伊那市では、各家庭まで光ケーブル等でつなぐ通信網の整備により、高速情報通信環境が整備されています。</p> <p>また、携帯情報通信端末も普及してきており、先駆けて公衆無線LANポイントを整備した街があり、まちづくりの一翼を担っています。</p>
地域特性を考慮した新たな行政サービスの提供	1-2	収納サービスの拡充	<p>税・料金の現金納付について窓口や曜日、時間などの制約から期限内に納められないケースがあり、納めようとする思いを阻害してしまいます。</p> <p>その結果、督促等の事務処理や経費が発生しています。</p>
	1-3	電子入札・入札資格者登録システムの導入	<p>国から入札の透明性や効率化のため導入が求められています。</p> <p>しかし、事業者側のインターネット環境の整備が必要なことや導入済みの自治体の「業務の大幅な軽減に至らない」という意見もあるため、導入にかかる費用対効果や他自治体の導入状況の見極めが必要です。</p>
市が提供するサービスの利用促進	1-4	住民基本台帳カードの普及と活用	<p>住民基本台帳カードは印鑑登録証や公的個人認証利用により年々わずかながら増加しています。</p> <p>しかし、カードを利用して提供しているサービス(図書館カード、い〜なちゃんカード、コンビニエンスストアでの証明書発行など)の利用者数が伸びていません。これは当該カードを持つことのメリットを伝えきれていない現状があります。</p>
	1-5	ながの電子申請サービスの利活用	<p>長野県電子申請届出システムの共同利用に参加しています。パンフレットの取り寄せや水道の開栓などいくつかの申請や届出等の手続きができるようになっていますが利用がほとんどありません。</p>

実施内容	指標	現況	目標	担当部署
<p>街中で携帯情報通信端末 (IPADやモバイルパソコンなど)を使って手軽にネット接続ができるように、公衆無線LANのアクセスポイントを需要や動向を見ながら整備します。</p> <p>インターネットの利用を年代別で見ると60歳以上が低い(情報通信白書)ことから手軽さや有用を伝え、触れる機会を提供します。</p>	インターネット利用率	45%	60%	企画情報課
<p>時間や場所を気にしない納付機会の提供により、納期内納付を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニエンスストアでの収納の拡大</li> <li>・クレジットカード収納</li> <li>・インターネットによる電子決済</li> </ul>	納期内納付	督促等 発送件 数	-10%	収納担当 各課
<p>長野県市町村電子入札システムワーキンググループへ参加し、共同構築・運用に係る課題について検討します。</p> <p>システム導入による事業者側の効果や入札に係る経費、事務負担の軽減などを考慮しながら導入に向けた検討を行います。</p>				契約課
<p>提供しているサービスのPR</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カード発行時のPR</li> <li>・旧カード所有者へ切り替え促進</li> <li>・コンビニエンスストアと協力した利用の仕方のPR</li> <li>・カード期限到達者へ継続利用を促す</li> </ul> <p>メリットのあるカードの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスカード(仮称)としての検討</li> <li>・付加価値の検討</li> </ul>	住民基本台帳カード発行枚数	18800枚	20000枚	市民課 企画情報課
<p>電子申請が身近になるようなPR</p> <p>電子申請での可能性の検討</p> <p>市民が行う申請・届出で頻度の多いものから実施</p>	電子申請コンテンツ数	10種	20種	企画情報課

## 1 市民サービスの向上

方針	項番	具体的な 取り組み事項	現状と課題
市が提供するサービスの利用促進	1-6	地方税電子申告システムの普及	H20年1月に電子申告サービスが開始され、順次法人住民税や償却資産の申告等が出来るようになりました。今後は普及活動に力を注ぐ段階です。
	1-7	コンビニエンスストアと連携したサービスの利用促進	コンビニエンスストアで住民票、印鑑登録証明書が取得できたり、公金(税・料金等)が支払えるようになりました。 税金の納付は全体の8%、H23.2に開始した証明書の交付の件数は少ない状態です。
業務継続計画(BCP)への対応	1-8	業務継続計画(BCP)の運用	平成22年2月 情報システム部門における業務継続計画を策定し、運用しています。 計画に基づく事前対策や訓練、計画そのものを最新の状態に維持する必要があります。 災害時に情報資産が失われないような体制づくりが必要です。 また、停電等へ対応するため、自家発電機や無停電装置類の整備、点検、修理は欠かせません。

## 2 情報が身近にあるまちづくり

方針	項番	具体的な 取り組み事項	現状と課題
情報通信技術に不慣れな人への技術的支援	2-1	パソコン教室の開催	情報弱者が情報通信技術を利用したサービスの恩恵が受けられません。 利用しやすい情報サービスの提供が求められています。 日本工業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針」ウェブコンテンツ部門(ウェブコンテンツアクセシビリティガイドライン)に適合したホームページの構成が求められています。
	2-2	携帯電話・インターネット教室の開催	
	2-3	情報のバリアフリー化	
	2-4	小中学生及び保護者へのネットマナー、セキュリティに関する教育	携帯電話やインターネットなどが身近にある子供たちはセキュリティへの関心が薄く、ネット犯罪に巻き込まれる危険と隣り合わせです。 メールや掲示板など書き込みによる「ネットいじめ」に注視して未然防止が必要です。



実施内容	指標	現況	目標	担当部署
インターネットによる申告手続きのPR 利用者(市民、事業者等)側の環境整備の促進	電子申告 件数	2254件	3000件	税務課
コンビニエンスストアと連携したサービスの周知 ・メリットや利用の仕方のPR ・納付書フォーム(お知らせ)での利用啓発 ・住民基本台帳カード発行時に提供サービスのPR (再掲)	コンビニ収 納件数	47800 件	52000 件	収納担当 各課
	証明書交付 件数	4000件	4400件	市民課
計画を最新状態に維持するための見直し 定期点検や訓練の実施 計画に基づく事前対策の検討 上伊那情報化計画へ反映し、上伊那情報センター 業務継続計画に伴う対策の強化するよう要請 市独自の業務システムの保全、整備 無停電装置等の安定的な運用				企画情報課

実施内容	指標	現況	目標	担当部署
障害者向けパソコン教室の開催	受講者数	延べ 178人	180人	社会福祉課
携帯電話など親しみやすい機器に触れてみる機会 の提供 民間で行うインターネット教室等の情報提供	教室開催数	-	年5回	生涯学習課 企画情報課
視覚・聴覚障害者向け携帯電話の読み上げ機能 を利用した情報提供及びCD配布による情報提供 ウェブコンテンツアクセシビリティガイドラインに適合 したウェブコンテンツの作成	利用者数	19人	40人	社会福祉課 秘書広報課
ネット上でのルールやマナー、危険回避、情報セキュ リティ意識の啓発 小中学生及び保護者向けのパソコン教室の開催	小中学生・ 保護者の受 講率	-	20%	学校教育課 企画情報課

2 情報が身近にあるまちづくり

方針	項番	具体的な 取り組み事項	現状と課題
行政情報の複数経路による提供の推進	2-5	携帯電話向けコンテンツの充実	<p>広報誌、ケーブルテレビの行政チャンネル、有線放送、文字放送、緊急時の防災無線、携帯向けホームページ、安心安全メールでの情報配信など様々な媒体を使って情報発信を行っており、これらの中から、受信する側の状況(在宅、屋外など)でその方法を選択できる環境があります。</p>
	2-6	地上デジタル放送の行政チャンネルの活用	
	2-7	安心安全メールによる情報提供と収集	
	2-8	コミュニティFM局開局の検討	
わかりやすい情報発信	2-9	公式ホームページの充実	<p>動画や音声、地図などわかりやすい形での情報提供が求められています。また、ウェブコンテンツアクセシビリティガイドラインに適合したページ構成が求められています。(再掲)</p> <p>行政の発信した情報を、市民がホームページから必ず得られる環境づくりが必要です。</p>
災害時における速やかな情報伝達	2-7	安心安全メールによる情報提供と収集(再掲)	<p>災害に対する備えや災害時の行動について市民の関心が高まっています。</p> <p>防災関連の情報提供を継続して行い、繰り返しの周知が大切と考えます。</p>
	2-10	防災関連情報の提供	
	2-11	地域防災無線のデジタル化	

実施内容	指標	現況	目標	担当部署
イベント等の会場や時間など出先で知りたい情報を携帯電話向けホームページへ掲載	アクセス件数 (年間)	20万件	23万件	秘書広報課 企画情報課
地上デジタル放送になり、NHKのデータ放送「あなたの街から」の情報を月2回更新する。	更新回数	月2回	月2回	秘書広報課
発信する情報の充実 利用登録の促進 送信用グループの検討	登録者数	10700 人	21000 人	危機管理課 秘書広報課
コミュニティFM局開局の検討 災害時用臨時災害放送手段の検討				企画情報課
全コンテンツの調査と整理、チェックとリニューアルを定期的(年1回)に繰り返す 上伊那安心安全マップの活用 ウェブコンテンツアクセシビリティガイドラインに適合したウェブコンテンツの作成(再掲)	アクセス件数 (月)	25万件	30万件	全課
発信する情報の充実 利用登録の促進 送信用グループの検討	登録者数	10700 人	21000 人	危機管理課 秘書広報課
緊急避難場所、避難経路等の防災関連情報の提供(上伊那安心安全マップを活用) 天竜川GISからの情報を収集し、防災関連情報として発信 アマチュア無線の活用の検討				危機管理課
計画的にデジタル化を行う	デジタル化 整備率	-	80%	危機管理課

### 3 市民参加（協働）によるまちづくり

方針	項番	具体的な取り組み事項	現状と課題
市の政策決定過程での意見公募手続きの推進	3-1	情報公開の推進	<p>市の各種施策の実施にあたって市民の声を市政に反映し、意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、意見や情報の把握が必要です。</p> <p>計画策定時にパブリックコメントを実施している場合もありますが、要綱を整備する必要があります。</p> <p>また、市民との協働を進めるには基礎となる情報の共有が重要になります。</p>
	3-2	パブリックコメントの実施	
	3-3	e-アンケートの実施	
市民の意見を適時に把握する仕組みづくり	3-4	ソーシャルネットワーキングサービスを利用した地域コミュニティの形成・地域ポータルサイトの構築	<p>ソーシャルネットワーキングサービスがコミュニティを形成するための一翼を担っており、自治体が運営する地域ソーシャルネットワーキングサービスも少なくありません。</p> <p>パブリックコメントやe-アンケートなどによる意見の把握を推進するとともに、地域ポータルサイトなど新たなコミュニティを形成することで、協働意識の高まりや市政への意見反映が期待できます。しかし、地域ポータルサイトなどは、その運営主体のあり方や経費、管理責任、プライバシー保護対策などの課題があります。</p>
地域の文化や伝統の記録と継承	3-5	地域の文化や記録の保存	<p>古くから地域に伝わる文化、伝統、歳時記は時代とともに継承できる人が減ってきています。</p> <p>お年寄りが長年培ってきた知恵や知識、技術などを次世代へつなぐ仕組みが必要です。これにより、世代間交流が生まれ、お年寄りが生き生きと活動する場の創出や地域のつながり、活性化が図られます。</p> <p>また、近代の写真や映像、書物等地域の歴史を支える貴重な財産が埋もれつつあります。</p>
	3-6	高齢者の知恵袋	

実施内容	指標	現況	目標	担当部署
事業の進捗状況や行政評価の結果、各種審議会の予定・結果などの情報を公開 行政情報をホームページへの掲載				総務課
パブリックコメントを実施するため要綱の整備 政策決定プロセスへの参画機会の提供 市民の有効で積極的な意見が取り入れられる体制づくり				企画情報課
行われている「アンケート調査」の把握と移行の可能性の検証 電子メールや携帯電話を用いた「e-アンケート」実施のための環境づくり	e-アンケート 実施率	-	20%	秘書広報課 企画情報課
地域ポータルサイトの仕組みや自立的に運営していく方法の検討 市民の有効で積極的な意見が取り入れられる体制づくり(再掲) 電子メールや携帯電話を用いた「e-アンケート」実施のための環境づくり(再掲)				企画情報課
写真や映像、書類・書物、文化財などをデジタル化して保存 地域の文化、伝統、歳時記などの聞き取り調査と蓄積 地域学習での活用				生涯学習課
「知恵」「技術」「伝承」を分野ごとにまとめデータ化 「知恵」「技術」を持った人材の登録 広く活用できる仕組みの構築	登録件数	-	100件	高齢者福祉課

#### 4 行政の効率化

方針	項番	具体的な 取り組み事項	現状と課題
電子市役所の推進	4-1	電子自治体構築に向けた取り組み	市町村自治振興組合を中心に行われているワーキンググループでシステムの共同構築・運用が検討されています。
情報の共有化とセキュリティ対策の強化	4-2	行政情報の共有と活用	部署間の行政情報の共有を推進し、例規や議会議事録等のデータを含め、必要な情報が容易に得られる環境が必要です。
	4-3	地図データの整備	新たな道路や施設などが完成しています。現在、これらを反映している図面がない状況であり、効率性、利便性に欠けています。いろいろな業務で利用可能な広範的な現状確認を可能にする基図が必要です。
	4-4	行政の情報セキュリティの強化	市役所が所有する多くの情報を安全かつ適正に管理することが求められています。 伊那市は全国的に見ても高いレベルで情報セキュリティが確保されています。
業務の最適化の推進	4-5	情報システムの最適化	平成 20 年に導入したオープン系の基幹系システムの利用により、住民サービスの向上、事務効率化、コストの削減が図られました。今後の取り組みとして事務の見直しや機能の有効活用による一層の業務の効率化が求められています。
	4-6	電子決裁・文書管理システムの検討	紙での決裁を電子決裁にすることが、文書管理に大きくかかわってきます。電子決裁と文書管理システム導入の費用と事務効率、ペーパーレス化による節約などの効果を検証する必要があります。
	4-7	行政情報基盤の整備	効率的な事務処理と情報の共有、セキュリティの確保のために必要な庁内インフラ整備を行ってきた結果、時期を同じくして情報機器が更新時期を迎えます。 安定した運用を確保しながら、無理なく更新するため、計画的に進める必要があります。

実施内容	指標	現況	目標	担当部署
市町村自治振興組合のワーキンググループで共同構築と運用の検討に参加	システムの導入数	1件	3件	企画情報課 契約課
情報共有の推進 関連システム(例規・議事録等)内文書を容易に利用できる仕組みづくり				企画情報課
道路台帳図のデジタル化 都市計画基図の作成とデータ提供できる環境を整備	地図のデジタル化	-	100%	管理課
情報セキュリティポリシーの適正な運用 情報セキュリティ内部監査の実施とフォローアップ 情報セキュリティ研修の実施	情報セキュリティ研修受講率	100%	100%	企画情報課
システムの活用による業務手順の見直し 業務システムのクラウド化の情報収集 上伊那広域連合との調整				企画情報課
決裁方法の検証 文書事務フローの見直し システム導入の検討				総務課 企画情報課
パソコン等配置計画の作成と見直し 計画に沿ったパソコン等の更新				企画情報課

## 第5章 参考資料

### 1 伊那市地域情報化計画審議会条例

○伊那市地域情報化審議会条例

平成 23 年 3 月 28 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 情報通信技術を活用した地域情報化の推進について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、伊那市地域情報化審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者及び公募による者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、総務部企画情報課において処理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。



## 2 伊那市情報化推進本部規定

○伊那市情報化推進本部規程

平成 18 年 3 月 31 日

訓令第 10 号

(設置)

第 1 条 情報通信技術を活用した地域活性化と豊かな市民生活の実現を目指し、関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保し、安全面に配慮しながら総合的かつ計画的に情報化を推進するため、伊那市情報化推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長を、本部員は別表第 1 に掲げる者を充てる。

(本部長及び副本部長)

第 3 条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、地域情報化及び行政情報化に関する総合的な施策を協議する。

2 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

3 本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の者に会議の出席を求めることができる。

(電子市役所推進会議)

第 5 条 推進本部に、全庁的な行政情報化に関する総合的な推進施策を協議する電子市役所推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議に、情報統括責任者、副情報責任者及び幹事を置く。

3 情報統括責任者は副市長を、副情報責任者は総務部長を、幹事は別表第 2 に掲げる者を充てる。

4 情報統括責任者は、会務を総理し、推進会議を代表する。

5 副情報責任者は、情報統括責任者を補佐し、情報統括責任者に事故があるとき、又は情報統括責任者が欠けたときは、その職務を代理する。

6 推進会議は、情報統括責任者が招集し、情報統括責任者が議長となる。

7 情報統括責任者が必要と認めるときは、幹事以外の者に推進会議の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務は、総務部企画情報課において処理する。

(補則)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日訓令第 10 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 18 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 21 年 2 月 18 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 5 月 17 日訓令第 12 号)

この訓令は、平成 22 年 5 月 17 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日訓令第 18 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

部局等	伊那市情報化推進本部員
高遠町総合支所	高遠町総合支所長
長谷総合支所	長谷総合支所長
教育委員会	教育長
総務部	総務部長
市民生活部	市民生活部長
保健福祉部	保健福祉部長
農林部	農林部長
商工観光部	商工観光部長
建設部	建設部長
水道部	水道部長
高遠町総合支所	高遠町総合支所次長
長谷総合支所	長谷総合支所次長
	会計管理者
教育委員会事務局	教育次長
議会事務局	議会事務局長

別表第2(第5条関係)

部局等	電子市役所推進会議幹事
総務部	総務課長、秘書広報課長、企画情報課長、財政課長、契約課長、危機管理課長、行政改革推進室長、徴収対策室長
市民生活部	市民課長、生活環境課長、税務課長
保健福祉部	社会福祉課長、子育て支援課長、健康推進課長、高齢者福祉課長
農林部	農政課長
建設部	管理課長
水道部	水道業務課長
会計課	会計課長
教育委員会事務局	学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長
選挙管理委員会事務局	事務局長(総務課長)
監査委員会事務局	事務局長(行政改革推進室長)
公平委員会事務局	事務局長(行政改革推進室長)
農業委員会事務局	事務局長(農政課長)

### 3 伊那市地域情報化審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	所属・職名等	氏 名
会長	信州大学農学部 教授	廣田 満
副会長	伊那市議会代表 総務委員	二瓶 裕史
委員	女性人材バンク	矢田 雅子
委員	伊那商工会議所 総務企画課長補佐	伊藤 健一
委員	(社)長野県経営者協会上伊那支部 ルビコン株式会社 社長室長	大庭 晃夫
委員	伊那市小中学校情報教育研究委員会 伊那市立西箕輪中学校 教諭	丸山 尚志
委員	前教育長	北原 明
委員	上伊那広域連合 情報システム課長	伊藤 敏
オブザーバー	NPO法人 いなじんインターネット	中村 元康

### 4 伊那市地域情報化審議会審議経過

年 月	内 容
平成23年6月	作業委員会での素案検討
平成23年7月12日	地域情報化審議会委員委嘱 審議会へ諮問 【審議】地域情報化計画素案の説明 意見聴取
平成23年8月25日	計画案の検討・審議
平成23年9月21日	計画案の検討・審議
平成23年10月20日 ～ 11月 9日	計画案に対する意見募集の実施
平成23年11月24日	地域情報化計画案の承認 市長への答申

## 5 資料集 伊那市地域情報化計画（平成19年度～23年度）の主な実施内容

取組事項	実施内容
地域情報化推進組織の設置・運営	・市民、行政、学識経験者、各種団体など幅広い分野からの委員で構成する地域情報化推進会議（委員10名、任期2年）で地域情報化の推進や新たな地域情報化施策について推進会議を開催し、検討結果を市長に報告した。
地域イントラネット網の整備	・平成19年 地域イントラネット網の再構築を行い、将来の環境変化に対応し得る高速ネットワーク通信と高度なセキュリティ環境を実現した。
自動交付機の整備	・高遠町総合支所1階ホールに設置 ・証明書コンビニ交付開始
収納サービスの充実	・水道料金のクレジット収納を開始 ・税・料金（保育料・住宅使用料）のコンビニ収納開始
図書館システムの再構築	・図書館システムの更新 ・住民基本台帳カードに図書館利用カードの機能を搭載
住民基本台帳カードの利活用	・平成20～平成22年度 カード交付手数料の無料化 ・高遠城址公園入園券機能（券面利用） ・い～なちゃんカード機能を搭載 ・図書館利用カード機能を搭載 ・証明書コンビニ交付開始
電子申請・届出システムの導入	・平成19年 県と市町村の共同利用による電子申請サービス利用を開始。
地方税電子申告システムの導入	・電子申告（e-TAX）サービス開始 ・法人税電子申告受付開始 ・eL-TAX 償却資産申告受付開始
公式ホームページ、携帯向けコンテンツの充実	・平成19年 公式ホームページ一新。携帯電話向けコンテンツ発信 ・平成20年 子育て支援携帯サイトスタート
電子メールによる情報提供	・安心安全メールを利用したイベント案内の配信開始
防災関連情報の提供	・地域イントラネットを利用した雨量情報収集開始 ・公式サイトに防災マップ、雨量計情報を掲載 ・天竜川上流防災GIS（国土交通省）の上伊那関係市町村との共同利用開始
地域防災無線のデジタル化	・同報系デジタル中継局2局と屋外拡声子局2局を整備 ・全国瞬時警報システムを構築

取組事項	実施内容
公共施設への情報端末の設置	・伊那図書館に利用者用パソコン、ipad の設置
情報格差解消のための基盤整備	・庁内、各支所および小中学校等を含む地域イントラネットの光回線化 ・市町村保有の光通信網を利用した上伊那ネットワーク（上伊那WAN）構築
統合型GISの検討	・ユビキタスタウン事業「上伊那安心安全マップシステム」稼動
子どもの安心・安全	・各保育園に110番通報システム導入
情報のバリアフリー化	・公式サイト更新に伴い、読み上げツールを導入 ・公式サイト英語版作成
地域の文化や記録の保存	・高遠町図書館所蔵の古文書をデジタル化 ・民族資料館の資料整備
パブリックコメントの導入	・パブリックコメントの実施
投票受付システムの拡張	・バーコードによる当日投票受付システムを配備 ・各投票所からインターネット経由で投票速報を受信、集計を自動化
情報システムの最適化	・平成20年、後期高齢者・国保システム稼動後、順次各システムが稼動。平成21年より全システムが稼動
学校情報基盤の整備	・小中学校のパソコン教室と公務用のパソコンを更新し、生徒1人1台と先生1人1台を実現 ・セキュリティ対策として、各校にファイルサーバを設置 ・電子黒板、大型デジタルテレビの設置
行政情報基盤の整備	・庁内ネットワーク及びイントラネットの再構築により広帯域化（10Mbps から 100Mbps）を行った ・庁内情報共有システムの構築 ・ネットワーク監視システムの導入
行政の情報セキュリティ強化	・セキュリティ内部監査実施 ・セキュリティ研修実施 ・シンククライアントシステム導入 ・業務継続計画（BCP）策定